

各 位

金沢商工会議所

一般原産地証明（日本産）のオンライン発給開始について ～申請者のメリットが大きいオンライン発給の利用をおススメします！～

この度、金沢商工会議所では、貿易証明申請企業や関係省庁からの要請を踏まえ、貿易取引で利用される貿易関係証明のうち、一般原産地証明書（輸出産品の原産国を証明する書類）のオンライン発給を令和4年4月1日より開始することになりました。つきましては、貴社の貿易証明登録並びに発給申請の当システムへの移行をお願いいたします。詳細は、以下ご確認お願い致します。

●令和4年4月1日より、一般原産地証明書のオンライン申請・発給を開始します

- ➔従来の窓口発給（書面）は当面継続しますが、基本的にはオンライン申請への移行をお願い致します。オンライン申請の場合、商工会議所へ出向く時間や経費等が省かれる他、証明書の印刷に必要な専用用紙の購入が不要となるなど、時間やコスト面でメリットがあります。
- ➔現時点で当所は、日本産の一般原産地証明書のみ、オンライン発給が可能となります。サイン証明やインボイス証明については、従来通り、書面での窓口申請をお願いします。

●窓口申請とオンライン申請の主な項目毎の対比

	オンライン（R4.4.1～）	窓口（従前より）
申 請	申請者が「貿易関係証明発給システム」に必要な事項を入力し、オンラインで申請	申請者が申請内容を作成し、当所から購入した専用用紙に印刷後、当所窓口へ申請
発 給	当所での審査後、システム上で承認。 <u>申請者は自社のプリンタで証明書をカラー印刷する。</u> (月末締め請求書をシステム上で発行)	当所が審査後、窓口で発給 (現金または請求書払い)
典拠資料	インボイス等の典拠資料の提出が <u>不要</u> ※システムに典拠インボイス情報を入力	インボイス等の典拠資料の提出が <u>必要</u>
証明料	会 員：1, 1 0 0 円 非会員：3, 3 0 0 円 ※証明料は、窓口申請・オンライン申請ともに変更無し	
貿易証明 企業登録	申請書類の一部を「貿易関係証明発給システム」で入力・印刷し、 <u>サインのみ手書き</u> を行い、当所窓口へ郵送申請	当所から郵送する必要書類に手書きで記載し、当所窓口へ郵送申請

●証明料のお支払いについて

- ・銀行振込に限ります（現金支払いは不可）
- ・振込手続きに必要な請求書は、オンライン上で発行されます（月末締で一括発行）ので、貴社で出力（ダウンロード・印刷等）し、経理関係へ手続きを依頼してください。なお、証明書の印刷は、お支払いの前に可能となります。

●システムの動作環境・機器について

- ・インターネットからシステムへの接続となり、自社サーバー・パソコン等へのインストールは不要です
- ・以下の環境が利用できるパソコンが必要です
 - ➔OS : Windows10
 - ➔指定ブラウザ : Google Chrome (最新版のみ動作保証)
 - ➔ソフトウェア : AdobePDF が閲覧・印刷できるソフトウェア
- ・カラー印刷が可能なプリンタが必要です。

●申請者向け操作マニュアル (PDF) について

https://www.kanazawa-cci.or.jp/service/member/pdf/application_manual.pdf

●オンライン発給システムにおける貿易証明企業登録 (申請者登録)

- ・オンライン申請を行う際は、貿易関係証明発給システムへの企業登録が必須となります
- ・**企業登録は、全ての企業で例外なくシステムによる登録に移行します (従前の、当所から登録用紙をお送りする方式は廃止となります)**
- ・システムにおける企業登録は以下 URL にアクセスし、手続きを進めてください
https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=1001

【動画マニュアル】 <https://www.youtube.com/watch?v=J7UGj0zokwg>

●オンライン発給システムからの申請

- ・上記の登録完了後、当所より「貿易登録証」が発行されます。「貿易登録証」記載の管理者 ID・パスワード (初期) を用いて、以下 URL にログインしてください。
<https://coo.jcci.or.jp/eCO/>
- ・ログイン後は、登録いただいたサイナー毎に ID・パスワードを交付し、それぞれのサイナーの ID でオンライン発給申請を進めてください。
※管理者 ID では、証明書の申請を行うことはできません。申請はサイナーの ID で可能です。

【動画マニュアル】 <https://youtu.be/HrS2WV8I9ss>

- ・貴社からのオンライン申請後、当所が審査を行い承認します。当所での内容を確認・承認後、**貴社にて白上質紙に印刷していただきます。**
 - ※印刷用紙規格 ①白上質紙 ②A4 サイズ ※偽造防止加工用紙は使用不可
 - ※従来の窓口 (書面) 発給時に使用していた原産地証明書の専用用紙 (緑色) はオンライン発給申請では利用できません。

●その他

- ・同じパソコンで複数の ID を用いてシステムにログインしないでください。
- ・当所の承認後の内容修正は再発給となり、新たな証明料が必要となります。
- ・**オンライン発給ではアタッチシートは添付できません。** 割り印対応もございません。
- ・オンライン発給**審査は、原則、企業からのオンライン申請後 2 営業日中に行います。**

●お問合せ

金沢商工会議所 企業経営アシストセンター TEL 076-263-1161 ☒kokusai@kanazawa-cci.or.jp